

株式会社ワンダーサービス 行動計画

子育てを行う社員の職業生活と家庭生活との両立を支援し、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日 ～ 令和4年6月30日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年10月～ 制度に関するチラシを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年9月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和2年11月～ 相談窓口相談員の教育
- 令和3年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：短時間勤務者、有期契約職員を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和2年8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年9月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和2年10月～ 年次有給休暇の取得促進のチラシを掲示する

株式会社ワンダーサービス
代表取締役社長 高宮城浩之